

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元(2019)年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人でも加算算定を行っております。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉介護職員の更なる処遇改善を進めるため創設されました。

当該加算を算定するにあたり、

- ・現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

この「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②福祉・介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

### 職場環境要件の提示について

<b>◇資質の向上</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
<b>◇労働環境・処遇の改善</b>
<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
<b>◇その他</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 中途採用(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
<input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換